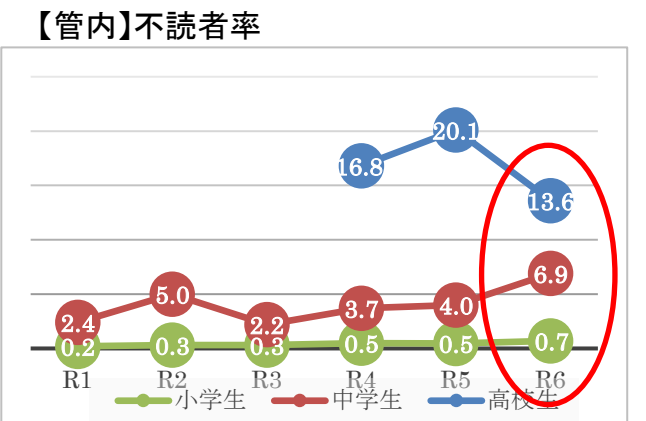
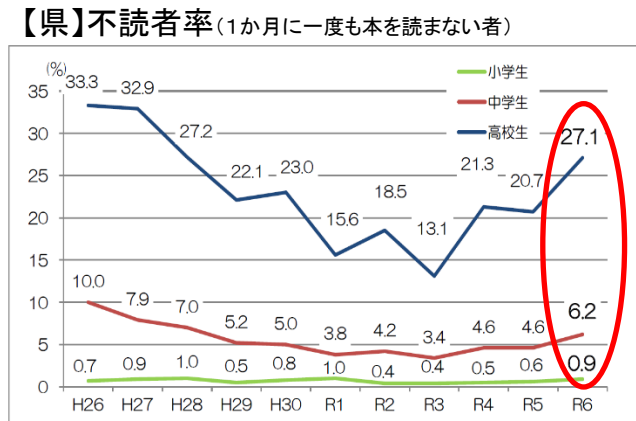
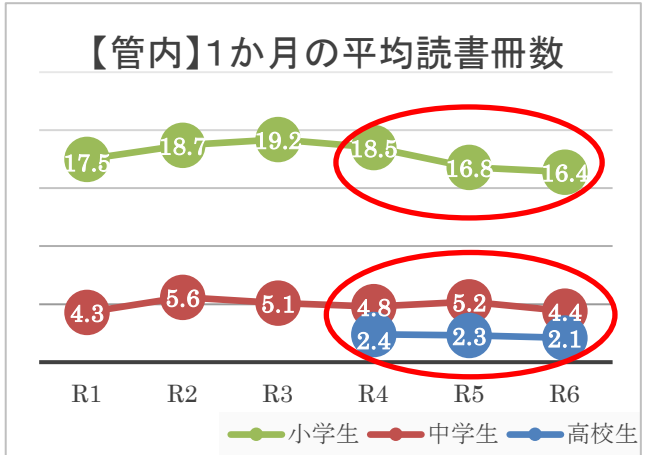
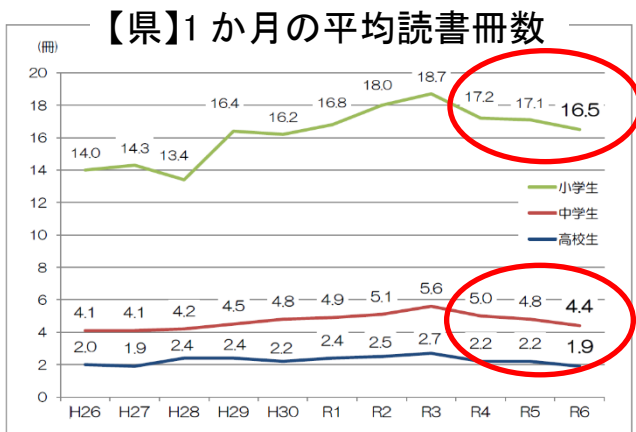
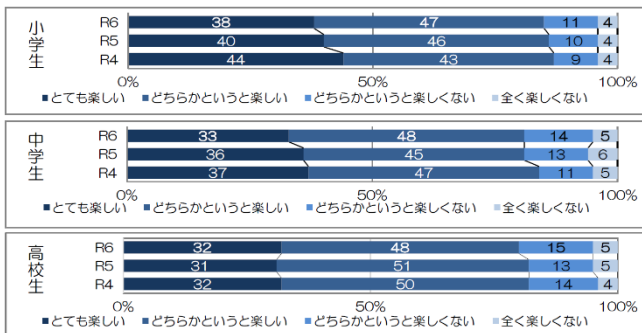


令和6年度「岩手県子どもの読書状況調査」集計結果より(抜粋)

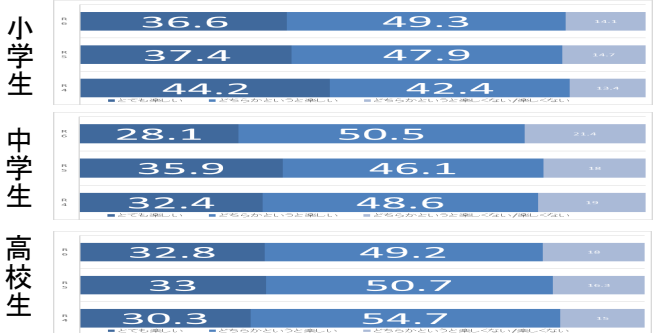
- 対象期間：令和6年10月1日～31日
- 対象児童生徒：県内各公立小・中・義務教育学校・高等学校から1学級を抽出し、当該学級の児童生徒から個別に回答を得たもの
 ※小(5年)5,008名、中(2年)3,161名、高(2年)1,773名
- 調査について：対象児童生徒の読書に係る状況及び各学校の読書推進活動や環境整備について調査したもの
- 調査方法：質問紙調査



【県】「読書をする事」に対して肯定的な回答をした児童・生徒の割合



【管内】「読書をする事」に対して肯定的な回答をした児童・生徒の割合



I 総論

趣旨：「いわて県民計画（2019-2028）」や「岩手県教育振興計画」の理念を踏まえ、本県の子どもたち（乳幼児・児童・生徒等、概ね18歳までを目途とする）が読書活動に魅力を感じ、主体的に取り組むことができる環境づくりを進めるための総合的な施策の方向性を明らかにするためのもの。

期間：2024年度から概ね2028年度まで（5か年計画）



国の第五次基本計画における基本的方針

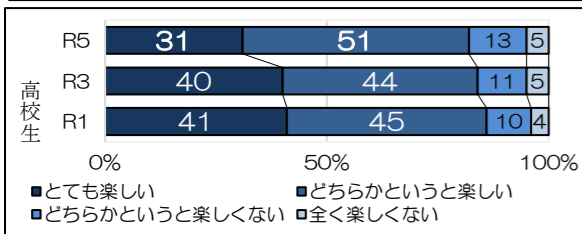
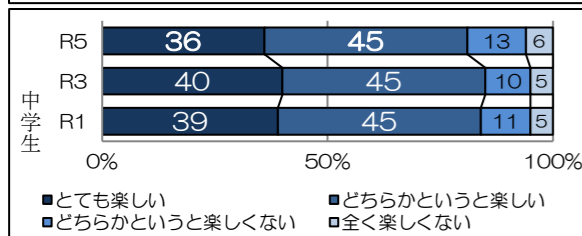
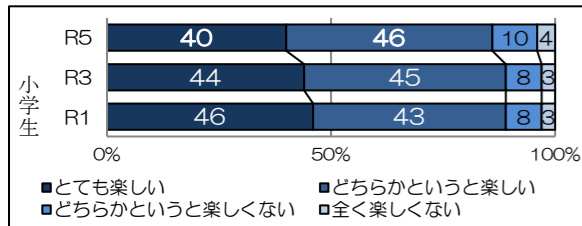
- 不読率の低減
 - 就学前からの読み聞かせ等の促進等
- 多様な子どもたちの読書機会の確保
 - 多様な子どもの可能性を引き出す読書環境の整備
- デジタル社会に対応した読書環境の整備
 - 図書館及び学校図書館等のDX推進
- 子どもの視点に立った読書活動の推進
 - 子どもの意見聴取の機会を確保し取組に反映

本計画における県の基本的な考え方

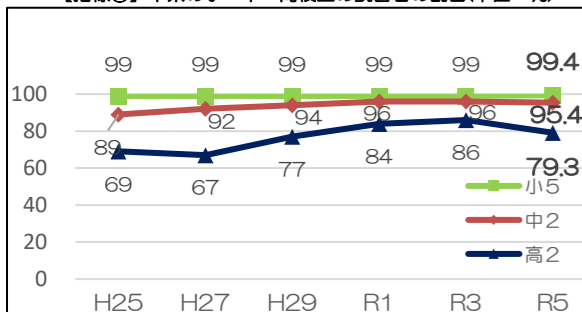
- 家庭・地域・学校及び関係機関との連携協力
- 多様な子どもの読書活動を支える人材育成
- 子どもの読書推進における普及啓発
- 発達段階に応じた読書環境の整備
- 子どもの読書への関心を高める取組の推進

II 各論

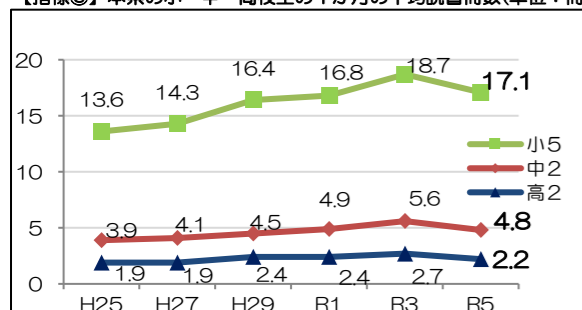
【指標①】読書が楽しいと感じる児童生徒の割合（単位：％）



【指標②】本県の小・中・高校生の読書者の割合（単位：％）



【指標③】本県の小・中・高校生の1か月の平均読書冊数（単位：冊）



家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進（本文：II各論,第1章）

家庭

【家庭の役割】

- 子どもが読書に親しむきっかけを作るとともに、子どもの読書に対する興味や関心を引き出す
- 一方的に読書を「させる」のではなく、保護者も「共に取り組む」

【家庭に期待される取組】

- 家庭内に子どもが本を身近に感じる環境を作るとともに、家族が一斉に読書をする時間を設け、子どもと一緒に本を読んだり、読み聞かせを行ったりする「家読（うちどく）」の積極的な取組
- 公立図書館を家族で利用する機会を持つことなど、子どもの発達段階に応じた継続的な取組
- 家族で読書を通じて感じたことや考えたことを話し合ったり、お互いが読んでいる本を紹介し合ったりすること、地域で行われている読書活動への参加を促す声かけ
- 点字図書、デジタル録音図書等、視覚障がい者等が利用しやすい図書への理解

地域

【地域の役割】

- 読み聞かせ会や人形劇等の公演、地域文庫の開設など、子どもが本に親しむ様々な機会の提供
- 「教育振興運動」や地域学校協働活動による読み聞かせや図書館の環境整備、本の修理・修繕等の継続・充実

【地域に期待される取組】

- 「教育振興運動」や地域学校協働活動による、子どもの発達段階に応じた本との豊かな出会いの創出
- ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、子ども司書、子どもコンシェルジュ等、子どもの読書への関心を高める取組の実施等
- 中高生が公立図書館と連携し、お薦め図書の紹介やイベント等を行うこと
- 家庭や学校等とのさらなる連携

学校等

【学校の役割】

- 児童生徒の自発的な読書活動及び資料を活用した情報の収集活用等の学習活動を充実させること
- 乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を普及

【学校に期待される取組】

- 読書機会の拡充や図書の紹介、デジタル資料等、様々な図書に触れる機会の確保
- 児童生徒の学校図書館運営への参画や主体的なイベントの開催等、児童生徒の意見を反映させた読書に親しむ取組の展開
- 点字図書や音声図書など、「読書バリアフリー法」の趣旨を踏まえた、一人ひとりの教育的ニーズに応じた様々な図書館資料の整備
- 図書館における、別室登校や特別な配慮が必要な児童生徒等、全ての児童生徒にとって安全・安心な居場所としての活用

読書活動推進のための施設・設備

図書館資料等の諸条件の整備・充実（本文：II各論,第2章）

公立図書館

【公立図書館の役割】

- 子どもや保護者が豊富な蔵書の中から読みたい本や読ませたい本を選択したり相談したりできる場所
- 読み聞かせ会や展示会の実施及び読書活動の推進団体支援、関係者の研修等

【県の取組の方向性】

- 職員の資質向上を図るための研修機会の提供及び公立図書館等のネットワーク強化
- 視覚障がい者等が利用しやすい電子書籍等の整備・提供に努める必要性の普及啓発、障がい者団体等との連携を図ること、それに対応する図書館職員等の研修会の実施
- ブックトーク、ビブリオバトル等、イベントの開催及び企画段階から子どもが参画した読書への関心を高める取組の推進
- 障がいのある子どもやその保護者等からの意見を反映させた図書館の環境づくりの推進

学校図書館

【学校図書館の役割】

- 「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能
- 児童生徒の主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善に生かすこと

【県の取組の方向性】

- 学校図書館標準に基づく図書標準達成校増加の促進
- 司書教諭の配置拡充による機能充実及び研修や事例共有による公立図書館との連携促進
- NIE（Newspaper in Education:学校などで新聞を教材として活用すること）の取組推進
- 公立図書館の資料、サービスの積極的な活用
- 別室登校や特別な配慮が必要な児童生徒等、全ての児童生徒にとって安全・安心な居場所づくりの促進

関係機関等との連携協力及び推進体制の整備・充実

（本文：II各論 第3章）

【県の取組の方向性】

- 図書館相互の協力による図書館サービスの向上
- 書店や出版社と連携協力した読書推進及び機運醸成
- 学校、ボランティア団体、公立図書館等のネットワークの整備充実
- 読書活動推進に関する情報や啓発資料の周知
- 総合的な施策推進のための体制整備
- ブックリストの配付や各種講座等の実施による情報提供、普及啓発
- 「読書バリアフリー法」を踏まえた各種研修会の実施及び好事例の紹介

